

医療の質に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年十一月二十九日

櫻井充

参議院議長 井上裕殿

医療の質に関する質問主意書

ある市民グループが、医療に関する患者の悩みやニーズについて、本年八月アンケート調査を行った。その結果、一五〇〇名から回答を得ている。

そこで、以下質問する。

一 その中で最も多かった意見は「長く待たされる」であり、九五六名がそう感じていた。この数字は現在の医療の実情を反映していると考ええる。政府は、こうした実情について何が原因であり、どのような対策を講じる必要があると考えているか。

二 次に多かったのが「医師から十分な説明がない」の七七五名であり、さらに四番目に多かったのが「医師が十分に話を聞いてくれない」で四一四名であった。医師が十分に患者の話を聞かず、また十分な説明をしないことに対して政府はどのような対策を講じるのか。

三 医師の対応が悪い（四七九名）、看護婦の対応が悪い（二九九名）、その他の医療スタッフの対応が悪い（一七四名）という意見もあった。このような患者の不満を解消するために、医療従事者に対する教育をどうすべきと考えるか。

四 三六八名が情報開示がなされていないと指摘しているが、カルテやレントゲンフィルム、レセプト、看護記録など診療情報開示を法制化する意思はないのか。

五 薬が多い（三六九名）、検査が多い（三四四名）との指摘がある。薬剤漬け、検査漬けとなるのは何が原因か。現在の保険点数に問題があるのではないか。

右質問する。